

看護師等養成所実習補完事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和2年7月27日医政発0727第6号厚生労働省医政局長通知「看護師養成所等における実習補完事業の実施について」に基づき実施する看護師等養成所実習補完事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、看護師等養成所（以下「補助事業者」という。）が医療機関等において行う実習が困難な状況に鑑み、学内演習の充実強化に向けた取り組みに対し支援し、看護師の確保に資することを目的とする。

(補助金の交付の対象となる経費及び交付額の算定方法)

第3条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、別表の第1欄に定める種別ごとに、第2欄に定める対象経費の実支出額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。ただし、種別ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第5条 補助金は、事業完了後精算払いとする。ただし、知事は必要があると認めた場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときには、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(交付条件)

第6条 この補助金の決定には、規則第6条による次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止するときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（実績報告書）

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

（書類の保管）

第8条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年7月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表

1 種別	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
実習補完事業に必要なシミュレーターの借料	借料	1,368千円	10/10
実習補完事業の運営に必要な事務局経費	消耗品費、通信運搬費	1,282千円	